

給水装置工事申込時の負担金等

給水装置工事申込手数料

申込1件につき100円

一般負担金(3条収入)

家事用(一般家庭用及びこれに類するもの) 1戸当り 135,000円

※量水器φ13mm、φ20mmともに負担金は同額です。

ただし、量水器φ20mmを設置する場合は、トイレの手洗い場を除いて(外の散水栓は含めることができます)水栓数が8栓以上ないと払い出しができません。

また、φ20mmの量水器払い出し時には、水栓が8栓以上あるかどうか現場を確認します。

営業用(会社、事務所、病院、その他専ら営業を営むもの)

月契約水量20m³以下の場合 1戸当り 135,000円

月契約水量20m³を超える場合 135,000円+(20m³を超える水量×4,300円)

例)月契約水量30m³の場合

135,000円(20m³分)+(10m³×4,300円)=178,000円

1か月の営業用の使用水量が契約水量を超えた場合は、超えた水量1立方メートルにつき200円を乗じた額が水道料金に加算されます。

一時用(家屋新築の工事用水等) 1栓当り 7,700円

工事負担金(4条収入)

町が当該未給水地区に先行し配水管を布設している場合、工事費の応分の金額

工事施工場所により、工事負担金が必要となります。場所により金額が異なりますので窓口にて確認して下さい。(電話回答は行っておりません。)

宇美町役場上下水道課

TEL 092-934-2224(管理係)

TEL 092-934-2225(業務係)